

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	障害者の支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

善通寺市は、障害者の支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県善通寺市長

公表日

令和4年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の支援に関する事務
②事務の概要	<p>善通寺市では、身体障害者福祉法等に基づき、身体に障がいのある者(児)、知的障害者(児)、精神に障がいのある者(児)に対して医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を行います。</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請の受付、県への進達事務及び各手帳の交付</p> <p>②障害者総合支援法に基づく自立支援給付等の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等関係(申請受付・決定・受給者証発行) ・ " (国保連合会異動情報提供および請求情報取込・審査確認) ・療養介護医療費の支給に関する事務 ・自立支援医療の支給認定等に関する事務 ・補装具費の支給決定等に関する事務 <p>③児童福祉法に基づく児童通所給付費等の支給に関する事務</p> <p>④特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の認定・所得状況届・支給等に関する事務</p>
③システムの名称	<p>1. WEL+障害者福祉</p> <p>2. MICJET番号連携サーバ</p> <p>3. 中間サーバ</p> <p>4. 障がい者福祉システム G-Trust</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)障害者総合支援情報ファイル</p> <p>(2)心身障害者台帳情報ファイル</p> <p>(3)障がい者福祉情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1の8, 12, 34, 47, 84の項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8条, 第12条, 第25条, 第38条, 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法別表第2の10,11,12,20, 53,67,68,85,108,109,110の項 別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第9条,第10条,第10条の2, 第12条, 第14条, 第15条, 第16条, 第27条, 第38条, 第38条の2,第43条の3の2,第55条,第55条の2,第55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	善通寺市 保健福祉部 社会福祉課 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6339
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	善通寺市 保健福祉部 社会福祉課 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6339

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

